

# 令和3年8月議会定例会提出議案の概要

議案 番号	件 名	主な内容
6	専決処分について  専決第1号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、当該条例の文言の整理を行ったもの
7	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	<b>【歳入決算額】</b> 1,079,298 千円 <b>【歳出決算額】</b> 1,019,568 千円 <b>【歳入歳出差引額】</b> 59,730 千円
8	令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	<b>【歳入決算額】</b> 274,056,431 千円 <b>【歳出決算額】</b> 262,601,566 千円 <b>【歳入歳出差引額】</b> 11,454,865 千円
9	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について	令和2年度国庫補助事業の精算に係る経費を補正するもの <b>【補正前】</b> 1,044,538 千円 <b>【補正額】</b> 151 千円 <b>【補正後】</b> 1,044,689 千円
10	令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	制度改正に伴う窓口負担割合2割に関するリーフレットの送付等経費、医療財政調整基金への積立金及び令和2年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの <b>【補正前】</b> 269,630,586 千円 <b>【補正額】</b> 11,541,040 千円 <b>【補正後】</b> 281,171,626 千円



# 議案第 6 号関係

専決処分について

専決第 1 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について



## 議案第 6 号関係資料

### 議案第 6 号 専決処分について

#### 専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

#### 1 一部改正の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）により、本条例において傷病手当金の対象としている新型コロナウイルス感染症に関する法令の規定が改正されたことに伴い、関連する条項の改正を行うため

なお、本改正は文言の整理に関するもので、対象とする傷病の範囲等、現行の取扱いを変更するものではない

#### 2 条例改正の概要

第 2 条の 2 第 1 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める

#### 3 専決処分とした理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律は令和 3 年 2 月 1 3 日に施行されており、すみやかに法令上の規定と整合を図る必要があるものの、議会を招集する時間的余裕がなかったため

以上の理由により、令和 3 年 3 月 2 5 日付けで専決処分を行ったもの



議案第6号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が、療養のために労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成19年11月27日 条例第33号</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金) 第2条の2 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が、療養のために労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2～3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





# 議案第 7 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定  
について



## 議案第7号関係資料

議案第7号 令和2年度新潟県後期高齢者医療広域連合  
一般会計歳入歳出決算認定について

### 【決算概要】

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入決算額	1,079,298	1,108,329	△29,031	△2.6
歳出決算額	1,019,568	1,064,971	△45,403	△4.3
歳入歳出差引額	59,730	43,358	16,372	37.8

### 【歳入歳出差引額】 59,730千円

令和3年度に繰り越して共通経費負担金の減額や国庫補助金等の返還などにより精算します。

### 【主な歳入】(決算書10頁から11頁)

- 分担金及び負担金 1,007,327千円  
後期高齢者医療制度の運営に要する事務的経費に対する共通経費負担金
- 国庫支出金 28,342千円  
適正受診に関する普及啓発事業等に対する特別調整交付金ほか
- 諸収入 271千円  
現金利子ほか

### 【主な歳出】(決算書12頁から15頁)

- 総務費 1,018,553千円
  - ・ 特別会計事務費繰出金 900,076千円
  - ・ 派遣職員人件費等負担金 60,517千円
  - ・ 医療費通知郵送料 20,051千円 ほか



# 議案第 8 号関係

令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳  
出決算認定について



## 議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 令和 2 年度新潟県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

### 【決算概要】

(単位：千円、%)

区 分	令和 2 年度	令和元年度	増減額	増減率
歳入決算額	274,056,431	276,260,931	△2,204,500	△0.8
歳出決算額	262,601,566	272,197,392	△9,595,826	△3.5
歳入歳出差引額	11,454,865	4,063,539	7,391,326	181.9

### 【歳入歳出差引額】 11,454,865 千円

令和 3 年度に繰り越して市町村・国・県負担金等の返還により精算します。

### 【主な歳入】(決算書 24 頁から 31 頁)

- 市町村支出金(保険料等分・療養給付分) 46,773,756 千円
- 国庫支出金 95,378,199 千円
- 県支出金 21,818,200 千円
- 支払基金交付金 104,666,249 千円
- 繰入金 900,076 千円
  - ・ 一般会計繰入金(特別会計事務費分) 900,076 千円
  - ・ 基金繰入金(医療財政調整基金繰入金) 0 千円
- 繰越金 4,063,539 千円

### 【主な歳出】(決算書 32 頁から 41 頁)

- 総務費 1,013,645 千円

○業務一般管理事務費 102,006 千円 ・派遣職員人件費等負担金 101,555 千円 ほか
○医療給付経費 489,361 千円 ・被保険者証等作成封入封緘業務委託料 20,384 千円 ・レセプト 2 次点検業務委託料 69,339 千円 ・審査支払電算処理業務委託料 205,407 千円 ほか
○保険料賦課経費 860 千円 ・被扶養者情報提供料 860 千円
○電算システム経費 363,401 千円 ・システム構築等業務委託料 15,752 千円 ・稼動維持支援等業務委託料 86,163 千円 ・電算システム賃借料 186,858 千円 ほか

○医療財政調整基金経費 44,077 千円
・医療財政調整基金積立金 43,853 千円
・医療財政調整基金積立金（利子分） 224 千円
○医療費適正化推進事業経費 13,940 千円
・ジェネリック医薬品差額通知郵送料 6,975 千円
・重複頻回受診者等訪問相談委託料 1,502 千円 ほか

○ 保険給付費 (単位：千円、%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
療養給付費	239,443,143	248,169,107	△8,725,964	△3.5
その他療養諸費	6,260,039	6,413,270	△153,231	△2.4
審査支払手数料	566,367	596,218	△29,851	△5.0
高額療養諸費	9,174,367	9,111,736	62,631	0.7
葬祭費	1,106,450	1,173,200	△66,750	△5.7
合 計	256,550,366	265,463,531	△8,913,165	△3.4

○ 県財政安定化基金拠出金 99,951 千円

財政安定化基金は、広域連合において、予定した収納率を下回ったことによる保険料不足や、予想以上に給付費が膨らんだことで生じる財源不足、保険料率上昇抑制に対応するために各都道府県に設置されています。財源は、国・県・広域連合（保険料）が1/3ずつ負担することとされています。

当広域連合からは県財政安定化基金拠出金として新潟県に拠出しています。拠出額は、新潟県の条例で定められた拠出率（0.038%）をもとに算出されます。



○ 保健事業費 592,916 千円

- ・ 健康診査業務委託料 445,163 千円

(単位：人、%)

令和2年度				
被保険者数 A	受診者数 B	受診率 (B/A)	健診除外者数 C	受診率 (B/(A-C))
375,558	71,812	19.1	34,053	21.0

※被保険者数は当該年度の4月1日における被保険者数です。

※受診者数は過年度受診者の請求遅れ分も含みます。

- ・ 歯科健診業務委託料 23,151 千円
- ・ 低栄養・重症化予防等業務委託料 12,219 千円
- ・ 後期高齢者医療特別対策補助金 56,812 千円 ほか



## 議案第 7、8 号関係資料

【財産の状況】 R3. 3. 31 現在 （決算書 43 頁）

○ 物品

- ・ サーバー等機器（二要素認証システムに係るサーバー等機器） 1 式

○ 基金

- ・ 後期高齢者医療財政調整基金 2, 561, 666 千円



# 議案第 9 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）  
について



## 議案第9号関係資料

議案第9号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合  
一般会計補正予算（第1号）について

【補正額】151千円 追加

【補正理由】令和2年度国庫補助事業の実績に基づく精算に係る経費を補正するもの

### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰越金	1	151	152	前年度繰越金 151
補正されなかった 款にかかる額	1,044,537		1,044,537	
歳入合計	1,044,538	151	1,044,689	

### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,043,284	151	1,043,435	償還金（R2実績精算分） 国庫補助金返還金 151 ・特別調整交付金 151
補正されなかった 款にかかる額	1,254		1,254	
歳出合計	1,044,538	151	1,044,689	





# 議案第 10 号関係

令和 3 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第 1 号）について



## 議案第10号関係資料

議案第10号 令和3年度新潟県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

【補正額】11,541,040千円 追加

【補正理由】制度改正に伴う窓口負担割合2割に関するリーフレットの送付等経費、医療財政調整基金への積立金及び令和2年度各種負担金等の精算に係る経費を補正するもの

### 【歳入】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
市町村支出金	47,062,084	21,137	47,083,221	療養給付費負担金 過年度分 (R2実績精算分) 21,137
国庫支出金	90,451,798	65,039	90,516,837	特別調整交付金 (制度改正等周知広報分) 65,039
繰越金	1	11,454,864	11,454,865	前年度繰越金 11,454,864
補正されなかった 款にかかる額	132,116,703		132,116,703	
歳入合計	269,630,586	11,541,040	281,171,626	

### 【歳出】

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,064,619	2,745,041	3,809,660	医療給付費 65,039 ・通信運搬費 (制度改正等周知広報分) 31,584 ・委託料 (制度改正等周知広報分) 33,455 医療財政調整基金経費 2,680,002 ・医療財政調整基金積立金 2,680,002
諸支出金	30,302	8,795,999	8,826,301	償還金 (R2実績精算分) 市町村負担金返還金 363,496 国庫負担金返還金 5,688,771 ・療養給付費負担金 5,678,901 ・高額医療費負担金 9,870 県負担金返還金 183,027 ・療養給付費負担金 173,312 ・高額医療費負担金 9,715 国庫補助金返還金 52,545 ・特別調整交付金 50,593 ・災害臨時特例補助金 1,031 ・円滑運営臨時特例交付金 921 支払基金交付金返還金 2,508,160
補正されなかった 款にかかる額	268,535,665		268,535,665	
歳出合計	269,630,586	11,541,040	281,171,626	